

## 自転車通学の実施について

本校では、令和2年度より本校生徒の通学に要する距離や時間、安全・防犯上の諸条件を総合的に判断し、以下の条件を満たす者について自転車の通学を認めることといたしました。ただし、該当する生徒の通学方法を自転車だけに制限するものではありません。自転車を利用することに伴う事故の危険が新たに増えること等を十分にご理解いただいた上、自転車通学を希望する場合は、必要な手続きを進めていただきますようお願いいたします。

### 1 条件

- ・自転車通学許可範囲に居住し、そこから通学する。(別紙地図参照)
- ・ヘルメットを着用して通学する。
- ・自転車運転する体力や、技能・知識が身についている。
- ・学校において定めた自転車利用の規則等を守る。

### 2 手続き

- ・所定の許可願をご提出ください。詳細は別紙資料を参照してください。
- ・その他提出書類及び生徒への交通安全テスト、自転車の点検整備等行います。
- ・許可証の発行によって自転車通学が可能となります。

### 3 ヘルメットについて

- ・学校での販売は行いません。個人で購入していただく必要がございます。

### 4 自転車損害保険について

埼玉県の条例で平成30年4月1日から加入が義務化されました。必ずご加入ください。賠償責任補償が条件となりますのでご確認ください。